平成２１年（フ）第２０７９号
神奈川県藤沢市藤沢967番地石井ビル403
債務者　神吉　隆史
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８７号
横浜市鶴見区尻手３丁目６番35号
債務者　船津　睦美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１６号
横浜市青葉区あざみ野３丁目17番地２　ふじみハイツ105
債務者　小西　美香
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６６号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目５番地４　マイキャッスル三ツ境Ⅱ―206
債務者　高木　宏卓
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９４号
北海道旭川市旭町２条３丁目11番地　道央ロータリーＭＳ
債務者　堺　　豊美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９６号
北海道旭川市永山９条12丁目７番20号
債務者　蔦井　睦美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０４号
北海道旭川市末広５条12丁目１番６号
債務者　若林　直美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
北海道深川市２条12番11号
債務者　今西　信之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０６号
北海道旭川市東旭川南１条３丁目２番14号　ライフⅡ203号室
債務者　南　　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０７号
北海道旭川市東旭川南１条３丁目２番14号　ライフⅡ203号室
債務者　南　　友美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０８号
北海道上川郡美瑛町南町１丁目４番15―２号
債務者　蓼原　　功
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１１号
北海道旭川市豊岡９条２丁目４番４号
債務者　石黒めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２００号
釧路市鳥取南４丁目４番141号
債務者　三浦　美幸（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５号
釧路市愛国西４丁目３番９号　富田ハイツ203号
債務者　渡辺　祐樹（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０６号
釧路市愛国西４丁目３番９号　富田ハイツ203号
債務者　渡辺　　唯（旧姓晴山）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所